

## 飲食店等への感染拡大防止対策の呼びかけについて

### 1 飲食店等見回りチーム結果（速報）「4月12日～4月14日」

#### (1) 体制

ア 府市職員

(4月12日(月)～) 2名1組 20組 計40名(府市各20名)

イ 府委託事業者

(4月14日(水)～) 2名1組 80組 計160名

#### (2) エリア

上京区内, 中京区内, 下京区内

#### (3) 調査件数等

訪問件数 2, 395件(ヒアリング調査済869件)

(内訳)

ア 府市職員

訪問件数 993件(ヒアリング調査済350件)

イ 府委託事業者

訪問件数 1, 402件(ヒアリング調査済519件)

#### (4) 府市職員の調査結果(府委託事業者分は集計中)

	対策済	対策未了	割合(%)
1 営業時間短縮	347	3	99.1
2 手指の消毒設備	350	0	100
3 施設の換気	350	0	100
4 アクリル板の設置等	339	11	96.9
5 店舗の消毒	349	1	99.7
6 入場者の整理誘導	345	5	98.6
7 発熱者入場禁止	328	22	93.7
8 マスク未着用禁止	346	4	98.9
9 従業員周知	350	0	100
10 マスク着用周知	346	4	98.9

### 2 市内の飲食店に対する周知文書の郵送

4月14日(水)までに, 市内約18,000件の飲食店に対し, 感染防止対策の周知文書(別添)を郵送済。

令和3年4月

飲食店営業者 様

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（京都市長） 門川大作

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底のお願いについて

皆様におかれましては、この間の感染拡大防止のための御尽力に敬意を表し、改めて、御礼申し上げます。

緊急事態宣言期間の解除後も継続して、営業時間の短縮やガイドラインの遵守・徹底など、感染防止対策に取り組んでいただき、3月中旬には、京都市内の新規感染者を1桁にまで抑えることができました。改めて、御理解・御協力をいただきました事業者の皆様に御礼申し上げます。

しかし、年度末・年度初めを越え、感染者数は下げ止まりから一転、4月には再び感染者が急増し、京都市域について4月12日からまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

つきましては、別添のチェックリストを活用し営業時間の短縮や施設の換気等のまん延防止等重点措置について、取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

併せて、利用客に対して、2時間、4人まで、大きな声を出さずに、そして食べるときは黙って食べる「黙食」、会話するときはマスクをするといった感染防止対策の呼びかけに協力いただきますようお願いいたします。

多くの事業者の皆様に御協力いただいている状況ではありますが、一部、遵守・徹底されていない事業者も見受けられます。

まん延防止等重点措置が実効性のある措置として効果を上げ、また事業者の皆様の公平性の観点から、京都府と連携し、店舗への個別訪問・調査・指導を実施してまいります。

市民や事業者の皆様、行政も一丸となって、オール京都で感染予防対策を徹底し、この危機を乗り越えていく必要があります。

御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

※本書は、京都市内の食品衛生法上の飲食店許可施設（テイクアウトのみの店舗を除く。）に送付しております。

（お問合せ先）

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL：075-222-3211

対応時間：平日9：00～17：00

# 新型コロナまん延防止等重点措置適用中！

## 飲食店のみなさまへのお願い

令和3年4月12日(月)から5月5日(水)まで,京都市域が新型コロナまん延防止等重点措置の実施区域に指定されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ,事業を実施していくために,飲食店のみなさまに以下の制限をお願いします。

まん延防止等重点措置に基づく要請	<ul style="list-style-type: none"><li>●<u>営業時間は5時から20時までに短縮。ただし,酒類の提供は11時~19時</u></li><li>●従業員への検査勧奨</li><li>●入場者の感染防止のための整理・誘導</li><li>●発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li><li>●手指の消毒設備の設置</li><li>●事業を行う場所の消毒</li><li>●入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li><li>●正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li><li>●施設の換気</li><li>●アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保</li><li>●CO2センサーの設置</li><li>●業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>●カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で,カラオケ設備がある店)</li></ul>
協力金	<p><u>時間短縮要請協力店舗へ協力金を支給</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●店舗への支給額:事業規模(売上高)に応じた支給額</li><li>●飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金コールセンター 電話:075-365-7780 (月~土9時30分~17時30分 ※日・祝は除く)</li></ul>
お問合せ	<ul style="list-style-type: none"><li>●京都市新型コロナウイルス感染症対策本部 電話:075-222-3211(平日9時~17時)</li><li>●京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 電話:075-414-5907(平日9時~17時)</li></ul>

要請内容の確認には,感染防止対策チェックリスト(裏面)を御活用ください。



# 感染防止対策チェックリスト

確認	<b>■ステッカー、QRコードの提出</b>
	1 感染防止宣言ステッカーが貼付、掲示している。
	2 京都府、京都市の接触確認アプリの導入や入場者名簿の作成等に協力している。
確認	<b>■施設における感染防止対策</b>
	3 他のグループとはできるだけ1m以上の間隔を空けている。店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、適切なパーティションを設置している。テーブル席はパーティション（アクリル板等）の設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席を工夫している。カウンター席は密着しないように適切なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設けるなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮している。
	4 適切な換気設備やCO <sub>2</sub> 濃度計を設置し、徹底した換気（窓・ドア等の開放など）を行っている。
	4-1 換気設備が不十分な店舗や個室を使用する場合は、十分な換気を行っている。
	5 店舗入口や手洗場所に、手指消毒用の消毒液を設置している。
	6 トイレのハンドドライヤーは使用中止し、ペーパータオルを置いている。
	7 レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置している。
	8 会計の際、キャッシュレス決済の導入やコイントレイを使用するなど、接触防止を図っている。
	9 店内飲食等で順番待ちをする場合は、各人ができるだけ1m以上の間隔を空けるよう誘導している。（床の目印表示など）
	10 複数の人が触れるような場所や物品を極力減らし、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、清掃・消毒している。
	11 従業員のロッカールームや控室は換気し、室内は定期的に清掃する。また、休息中もマスクを着用するなど工夫している。
確認	<b>■従業員の衛生対策</b>
	12 ユニフォームや衣類を毎日洗濯するなど、衛生管理を徹底している。
	13 清掃・消毒・ゴミ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。
	14 店舗では大声を避け、マスク・フェイスガードの適切な着用を行っている。
	15 出勤前に検温や体調の確認をさせ、毎日報告させている。
	16 体調不良の従業員には休養を促し、勤務中に体調不良になった者は、直ちに帰宅させている。
	17 感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業を禁止している。
確認	<b>■施設利用者への対応</b>
	18 混雑時等において、整理券の発行や入場制限等を行っている。
	19 食事中以外のマスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、客同士の、お酌、グラスやお猪口の回し飲み、大声での会話をしないよう注意喚起している。
	20 客を席に案内するときは、他のグループとの相席は避けるようにしている。
	21 料理は大皿を避け個々に提供する、鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分ける等の工夫を行っている。
	21-1 スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、注意喚起している。

※ 京都府では、1グループ4人まで、2時間以内の利用をお願いしていますので、利用客への呼掛けに御協力ください。